

児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）の一部を改正する件（案）の概要について

1. 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第1項及び第2項に基づき、小児慢性特定疾病（※）及び小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度を定める標記告示の一部を改正するもの。

（※）小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項）

小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満20歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病。

2. 概要

法のうち小児慢性特定疾病に罹患している児童等に対する医療費助成制度に関する規定は、平成27年1月1日から施行されており、医療費助成の対象となる小児慢性特定疾病については、平成26年12月に704疾病を告示した。

今般、社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において検討を行い、平成29年度実施分として、医療費助成の対象となる小児慢性特定疾病に別紙の18疾病を追加し、平成27年度実施分と合わせて722疾病に拡大するという結論が出された（平成28年9月28日）。今後、パブリックコメント等で寄せられた意見等を踏まえ、児童部会に対し、疾病の追加について意見を聴いた後、必要な改正を行う。

3. 根拠法令

法第6条の2第1項及び第2項

4. 告示日

平成29年3月中（予算成立後速やかに）

5. 適用日

平成29年4月1日（予定）